別紙１

PLA PLA オープニングセレモニー及びレセプション開催等業務仕様書

１　委託業務名

PLA PLA オープニングセレモニー及びレセプション開催等業務

２　目的

県では、世界的な課題となっている海洋プラスチックに関して、回収から再生まで一連の過程を体験しながら学びを深めることで、一人一人の行動変容を促すとともに、世界に向けて情報を発信することで、海洋プラスチックの解決を目指す拠点「世界海洋プラスチックプランニングセンター」（愛称：PLA PLA）を２０２６年６月に開設する。

本事業は、PLA PLA の開設に当たり、オープニングセレモニー及びレセプションを開催するとともに、国内外に向けて PLA PLA の取組を発信することにより、PLA PLA の利用促進、海洋プラスチック問題の解決に向けた連携・協働の促進、ひいては、当該問題の解決を目指すことを目的とする。

３　契約期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

４　予算額

11,030 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

５　セレモニー概要

（１）日程　令和８年６月上旬（予定）

※前日にレセプション、翌日にセレモニーイベントの２日間を想定

（２）会場　世界海洋プラスチックプランニングセンター（唐津市鎮西町波戸 720-1）

及びその周辺　※レセプション会場は唐津シーサイドホテル「羽衣」を想定

（３）内容（イメージ）

ア　オープニング演出

イ　知事挨拶、来賓祝辞、祝電披露

ウ　ふるさと納税寄付者等への感謝状贈呈

エ　テープカット、記念撮影

オ　記念プレートの設置

カ　招待者内覧会

キ　トークイベント　※協賛企業、有識者等の登壇を想定

ク　地元小中学生による体験会　※公募により招待

コ　キッチンカーの手配・運営調整

サ　その他イベント　等

シ　レセプション　※県の作成した PLAPLA 紹介動画の放映、アトラクション等

（４）出席者数　150 名程度

６　業務内容

（１）PLA PLA オープニングセレモニー及びレセプション開催業務

PLA PLA のオープニングに相応しく、海洋プラスチック問題への興味関心を引き、PLA PLA の利用促進を図る企画を立案し、県及び指定管理者、会場管理者など、様々な関係者と協議・調整の上、セレモニー及びレセプションを開催すること。

ア　セレモニー及びレセプションの企画・管理（企画立案・調整、業務の全体統括、進行管理等）

イ　セレモニー及びレセプションの運営（進行台本・運営マニュアル・会場レイアウト・動線作成等）

ウ　来賓等の出席調整（案内状の作成・発送、出欠取りまとめ、送迎バスの手配等）

エ　会場装飾、会場設営・撤去（会場装飾の手配等、雨天時対策等を含む）

オ　機材・資材の手配（音響・照明、セレモニー関連用品一式）

カ　スタッフの手配（全体統括、各種スタッフ（受付・誘導等）、カメラマン、司会等）

キ　記録写真撮影・音声録音、主催者・来賓挨拶等の文字起こしデータの作成

ク　来場者向け配布資料等の作成（セレモニー次第等）

ケ　唐津駅周辺からセレモニー会場やレセプション会場へのバスの手配、調整

コ　トークイベント登壇者の宿泊先の手配・調整、旅費等の支払い

サ　その他必要な業務（目的達成のため必要な業務を県と協議の上実施）

（２）PLA PLA 情報発信業務

PLA PLA に関する事業の理解促進や事業目的の実現に向けた機運醸成を図り、県内外から多くの方に PLA　PLA を訪問してもらえるよう、指定管理者及び波戸岬周辺の文化・観光施設と連携した一体的な広報プロモーションを行うこと。

ア　PLA PLA の年間広報計画の作成及び年間を通したプロモーションの実施

イ　PLA PLA のチラシ・ポスター制作

※デザインは２種類を予定、これまで制作したチラシ・ポスターとの統一性を確保すること

※ポスターは B2 サイズ 500 枚、チラシは A4 サイズ両面 2,000 枚程度を想定

ウ　その他必要な業務（目的達成のため必要な業務を県と協議の上実施）

７　業務実施上の留意点

（１）本業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し行うものとする。

（２）受託者は、本業務の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。

（３）本業務において、第三者が所有する素材（映像、写真・イラスト等）を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。

（４）受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権（著作権法第 21

条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。

（５）県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

８　その他

（１）本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。

（２）本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議を行い、本仕様書の記載事項を変更することができるものとする。

（３）委託業務の完了後、速やかに業務完了報告書、請求書等の関係書類を提出すること。